

会 則

しが中小企業女性中央会

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、企業経営や組合活動に携わる女性の交流と連携を促進し、女性の斬新な英知と感性を活かした経営革新、自己研鑽、新しい産業の創出を図り、もって地域社会・本県経済の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、しが中小企業女性中央会と称する。

(事務所)

第3条 本会は、事務所を滋賀県中小企業団体中央会内に置く。

第2章 事業

(事業)

第4条 本会は第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の情報交換、並びにネットワークの構築
- (2) 会員の交流促進に関する事業
- (3) 組合等女性部の組織化の促進
- (4) 研修会並びに講習会等の開催
- (5) 前各号の事業に付帯する事業

第3章 会員

(会員の種類及び資格)

第5条 本会の会員の種類及び資格は次のとおりとする。

- (1) 団体会員 本会の目的に賛同する組合及び女性グループ
- (2) 個人会員 本会の目的に賛同する女性経営者、組合・企業の女性役職員等

(加入)

第6条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、役員会の承諾を得なければならない。

(退会)

第7条 会員は、会長に退会の意思を届け出て役員会の承認を得なければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において定める会費を定められた方法により納入しなければならない。

- 1 年度途中における入会にあつては、当該年度末までの月割計算で一括納入しなければならない。
- 2 年度途中における退会にあつては、当該年度納入した会費の返還は認めない。

第4章 役員

(役員の数)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 14名以上17名以内
- (2) 監事 2名

(役員の任期)

第10条 役員は、就任後において開催される第2回目の通常総会終結までの期間とする。ただし、重任を妨げない。

(役員を選任及び職務)

第11条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事のうち1名を会長、2名を副会長とし、会長は理事の互選、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は本会を代表し業務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長が事故のときはあらかじめ定めた順位に従いその職務を代理又は代行する。
- 5 監事は、会計を監査する。

(顧問および相談役)

第12条 本会に顧問および相談役を置くことができる。

- 2 顧問および相談役は、役員会の議決を経て会長が委嘱する。

第5章 総会および役員会

(総会の招集及び議長)

第13条 総会は通常総会および臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎事業年度終了後3月以内に開催し、臨時総会は役員会の議決を経て会長が招集する。
- 3 総会の議長は、総会毎に出席した会員のうちから選任する。

(総会の議事)

第14条 総会の議事は、会員の半数以上が出席し、その過半数で決するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の議決事項)

第15条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 会費の額及び徴収方法
- (4) 役員を選任
- (5) 会則の変更
- (6) 解散
- (7) その他役員会が必要と認める事項

(役員会の招集及び議長)

第16条 役員会は会長が招集し、その議長となる。

(役員会の議事)

第17条 役員会の議決は出席理事の過半数で決する。

(役員会の議決事項)

第18条 役員会は次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他役員会が必要と認める事項

第6章 会計年度および補則

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(補則)

第20条 本会則に定めない事項は、役員会において定める。

附則

この会則は、平成13年11月1日から施行する。

この会則は、平成15年6月4日から改正する。(第10条 役員任期)

この会則は、平成16年5月24日から改正する。(第10条 役員任期)

この会則は、平成20年6月4日から改正する。(第9条 役員定数)